平成２５年（フ）第３０号
富山市太郎丸本町４丁目３番２号風月花ビル105号
破産者　栄吉商会株式会社
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６２９号
神奈川県平塚市纏500番地の４　井上ハイツ204号
破産者　髙山　雅美
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１７号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3390番地１
破産者　有限会社お太幸山城屋
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第５７１７号
千葉県千葉市花見川区作新台６丁目20番12号
破産者　日祥装工株式会社
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９００７号
東京都三鷹市深大寺２丁目40―18―205
破産者　小林　盛二
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５４６号
東京都港区南青山７丁目10番７号
破産者　エンターサイネージ株式会社
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７５７号
埼玉県さいたま市南区辻１丁目５―13―303
破産者　川島　二郎
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８１５号
東京都台東区今戸１丁目18番16号
破産者　ローマン商事株式会社
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８１６号
千葉県松戸市二十世紀が丘戸山町78、住民票上の住所東京都台東区今戸１丁目18―16
破産者　中村　敬司
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８２３号
東京都文京区水道２丁目１番８号
破産者　株式会社森下製版
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８７９号
東京都新宿区四谷３丁目４番９号
破産者　株式会社ＲＣコンサルティング
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０７８号
東京都杉並区高円寺北４丁目16番５号
破産者　株式会社タキタ建設
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１２９号
東京都昭島市東町３丁目１―４
破産者　鈴木由美子
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１５７号
広島県廿日市市栗栖126番地の２
破産者　有限会社齋藤農園
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８６８号
東京都墨田区錦糸２丁目５番６号
破産者　合名会社田邉紙業商事
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８６９号
千葉県市川市真間５丁目５―９
破産者　田辺　純一
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４号
埼玉県吉川市高久２丁目９―６
破産者　光頭　秀樹
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５４号
東京都大田区上池台５丁目１―５―211
破産者　木村　博之
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２３号
東京都練馬区下石神井５丁目８―24
破産者　富取　　勉
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２４号
東京都練馬区下石神井５丁目８―24
破産者　富取　良子
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２５号
東京都練馬区下石神井５丁目８―24
破産者　富取　壽子
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２０号
東京都練馬区栄町38番１号
破産者　株式会社スペースアソシエイツ
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部